

提供日 2022/03/07
タイトル 静岡県薬物の濫用の防止に関する条例に基づき、知事指定薬物として指定しました
担当 健康福祉部 生活衛生局薬事課
連絡先 薬物対策班
TEL 054-221-2413



静岡県薬物の濫用の防止に関する条例に基づき、新たに4物質を知事指定薬物として指定しました！

1 要旨

静岡県薬物の濫用の防止に関する条例第14条第1項の規定に基づき、4物質について、人の身体に使用された場合に、興奮、幻覚、陶酔等の作用を人の精神に及ぼし、さらに、これらが濫用されるおそれがあると認められるため、知事指定薬物として指定しました。

今回の指定は、同条例が平成27年3月1日に全面施行されてから、38回目（累計127物質）の指定になります。

2 知事指定薬物として指定する物質

1	5F-EDMB-PICA、 5F-EDMB-2201	エチル=2-[1-(5-フルオロペンチル)- 1H-インドール-3-カルボキサミド]-3, 3-ジメチルブタノアート及びその塩類
2	Methoxpropamine、MXPr	2-(3-メトキシフェニル)-2-(プロピル アミノ)シクロヘキサン-1-オン及びその塩類
3	Etonitazepyn e、N-Pyrrolidino Etonitazene	2-[(4-エトキシフェニル)メチル]-5- ニトロ-1-[2-(ピロリジン-1-イル)エ チル]-1H-ベンゾ[d]イミダゾール及びそ の塩類
4	α -D2PV、A-D2PV	1, 2-ジフェニル-2-(ピロリジン-1-イ ル)エタン-1-オン及びその塩類

3 指定期日

告示：令和4年3月7日（月）
適用：令和4年3月8日（火）

4 備考

今回指定した4物質について、本日、国が、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第2条第15項に規定する指定薬物に指定し、令和4年3月17日（木）から施行するため、同日をもって知事指定薬物としての指定が失効します。（失効期日：令和4年3月17日（木））